

信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業補助金交付要綱

制 定 令和 6 年 3 月 29 日 5 農技第 879 号
一部改正 令和 6 年 12 月 26 日 6 農技第 651 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、長野県における有機農業などの環境にやさしい農業の取組を更に広げるため、有機農業に関わる生産者、消費者、流通事業者等が長野県有機農業推進プラットフォームを通じて連携し、有機農業の拡大や発展に向けて取り組む事業に要する経費及び、化学合成農薬・化学肥料を削減して栽培した農産物を認証する信州の環境にやさしい農産物認証制度(以下、「県認証」という。)の取得を目指す農業者等が取り組む事業に対し、予算の範囲内で信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、補助金等交付規則(昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第 2 本事業の実施に関して必要な事項は、第 3 から第 14 までに定めるもののほか、次の事業ごとに、それぞれの別記で定めるものとする。

- (1) 長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援事業 別記 1
- (2) 信州の環境にやさしい農産物認証取得チャレンジ・ステップアップ支援事業(推進事業) 別記 2
- (3) 信州の環境にやさしい農産物認証取得チャレンジ・ステップアップ支援事業(認証取得支援) 別記 3

(交付対象経費及び交付額)

第 3 補助金の交付対象となる事業の内容の区分及びこれに対する交付率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は交付対象としない。

- (1) 国及び県が交付する他の補助金等の交付を受けた事業
- (2) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- (3) 宗教的活動に関する事業
- (4) 政治的活動に関する事業
- (5) 公序良俗に反する事業

(流用の禁止)

第 4 別表の区分欄に掲げる 1 から 3 までの事業に係る事業費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(事業計画書の提出等)

第 5 別表の区分欄に掲げる 1 及び 2 に係る補助金の交付を受けようとする者は、規則第 3 条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業補助金事業計画書(様式第 1 号)を知事に提出し、その内容について承認を受けること。

(交付申請書)

第 6 規則第 3 条に規定する申請書は、信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業補助金交付申請書(様式第 2 号)によるものとする。

2 事業実施主体は、前項の申請をするに当たっては、交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 事業実施主体は、補助金の交付決定前に事業に着手することはできない。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、交付決定の前に着手する必要がある場合は、事業実施主体はその理由を明記した交付決定前着手届（様式第3号）を知事に提出するものとする。

（交付の条件）

第7 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）規則第6条の交付の決定を受けた事業の内容を変更する場合は、信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業補助金事業内容変更承認申請書（様式第4号）により速やかに知事に申請し、その承認を受けること。ただし、第8に規定する軽微な変更の場合を除く。
- （2）事業を中止、若しくは廃止しようとするときは、信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により速やかに知事に申請し、その承認を受けること。
- （3）事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業補助金事業期間延長承認申請書（様式第6号）により速やかに知事に申請し、その承認を受けること。
- （4）事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の終了の日の属する県の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

（軽微な変更）

第8 規則第5条第1号（4）の知事等の指示する軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

（交付申請の取下）

第9 規則第7条に規定する申請の取下げは、信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業補助金交付申請取下書（様式第7号）により行うものとする。

（実績報告）

第10 事業実施主体は、補助金事業が完了したとき（第7（2）の規定による補助事業廃止の承認を受けたときを含む）は、信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業補助金事業実績報告書（様式第8号）に必要書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は知事が定める日のいずれか早い方とする。
- 3 第6の2ただし書により交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、消費税等相当額を減額して報告しなければならない。

（交付請求）

第11 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を提出するものとする。

（書類の提出部数）

第12 規則及びこの要綱により提出する書類は、正本1部とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第13 事業実施主体は、第5の規定による事業計画書の提出、第6の1の規定による交付申請、第6の3による交付決定前着手届の提出、第7（1）の規定による事業内容変更承認申請、同（2）の規定による事業中止（廃止）承認申請、同（3）の規定による事業期間延長承認申請、第9の規定による申請の取下げ、第10の1の規定による実績報告書の提出、第11の規定による交付請求書の提出については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（その他）

第14 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 12 月 26 日から施行する。
- 3 この通知の施行に伴い、長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援金交付要綱（令和 2 年 9 月 9 日付け 2 農技第 331 号農政部長通知）は廃止する。
- 4 前項による廃止前の長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表（第3関係）

区 分	内 容	交付率	重要な変更
1 長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援事業	(1) 有機農業の生産拡大に関する事業 ア 技術講習会・勉強会の開催 イ 有機農業に活用可能な栽培技術を実証するための試験ほ場の設置、設置ほ場を活用した検討会や講習会等の開催 ウ 先進的実践農家の視察 (2) 有機農業で生産された農産物の販路拡大に関する事業 ア 商談会への参加、マルシェ・見本市への出展又は開催、PR活動、情報発信 イ 実需者を対象とした有機栽培ほ場見学会・作業体験会の開催 ウ 有機農業で生産された農産物を活用した加工食品開発 エ 有機農業で生産された農産物を取扱う店舗や直売所等の視察、バイヤー等との商談の実施 オ 流通体制の構築に向けた検討の実施 (3) 地域の有機農業への理解醸成に関する事業 ア 講演会・勉強会、啓発映画上映会の開催 イ 農作業体験会、試食会や料理教室の開催 (4) 有機農業で生産された農産物を活用した給食の試行・食育に関する事業 ア 有機農業で生産された農産物の学校給食への有機食材提供の試行実施及び食育授業の実施 イ 有機農業で生産された農産物の学校給食への提供に取組む地域や団体等の視察	定額	1 経費の欄に掲げる(1)から(4)までの事業内容の追加 2 補助金の増加
2 信州の環境にやさしい農産物認証取得チャレンジ・ステップアップ支援事業（推進事業）	(1) 県認証取得農産物の生産拡大に関する事業 ア 環境にやさしい農業技術や認証制度に関する講習会・勉強会の開催 イ 先進的実践農家の視察 (2) 県認証取得農産物の販路拡大に関する事業 ア 環境にやさしい農産物を取扱う店舗や直売所等の視察の実施 イ 商談会への参加、マルシェ・見本市への出展又は開催、PR活動、情報発信、バイヤー等との商談の実施	定額	1 経費の欄に掲げる(1)及び(2)の事業内容の追加 2 補助金の増加
3 信州の環境にやさしい農産物認証取得チャレンジ・ステップアップ支援事業（認証取得支援）	県認証の新規取得等に係る審査手数料・土壌診断費への助成	1／2 または 2／3	補助金の増加

別記 1

長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援事業

第1 事業内容

本事業は、長野県における有機農業の取組を更に広げるため、有機農業に関わる生産者、消費者、流通事業者等が長野県有機農業推進プラットフォームを通じて連携し、有機農業の拡大や発展に向けて取り組む事業を支援するものとする。

第2 定義

本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

(1) 有機農業

「有機農業の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 112 号）第 2 条の規定に基づく、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法（農法）を用いて行われる農業」を言い、有機農産物の日本農林規格（有機 JAS）に規定された生産方式や環境保全型農業直接支払交付金等における国際水準の有機農業の取組を含む。

(2) 長野県有機農業推進プラットフォーム

有機農業に関心のある生産者、消費者、流通業者等の交流・学習の場として、令和元年度に県が開設した会議体。

第3 事業実施主体等

- 1 事業実施主体は、長野県有機農業推進プラットフォームの会員が半数以上で構成される 3 名以上の任意団体とする。
- 2 規則第 6 条の交付の決定後に、事業実施主体の構成員に変更があった場合は、速やかに構成員変更届（別記様式第 1 号）を知事に提出するものとする。

第4 交付対象経費等

- 1 交付対象となる事業内容及び経費（以下、「交付対象経費」という。）は、別添 1 のとおりとする。
- 2 交付金額の上限は 5 万円（別添 1（4）アの事業については 8 万円）とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、交付要綱第 5 の事業計画書の提出時点で事業実施主体の構成員に、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号、以下「みどりの食料システム法」という。）」第 19 条第 1 項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定または「信州の環境にやさしい農産物認証」を受けている者が 2 名以上含まれる場合は、定額の上限を 6 万円（別添 1（4）アの事業については 10 万円）とする。
- 4 交付対象経費が 5 万円を下回るときは、補助金を交付しない。
ただし、交付決定後に見積り又は請求による支払額の確定によりこの額を下回ることとなる場合は、この限りでない。

第5 申請できない経費

第 4 の規定にかかわらず、次の経費は事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- (2) 商品購入に係る代引手数料、各種キャンセルに係る取引手数料等
- (3) 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- (4) 仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券等で支払った経費
- (5) 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- (6) 役員報酬、直接人件費
- (7) 本事業以外に使用可能な汎用性の高い事務用品、備品、機械等の購入に要する経費
- (8) 必要な経理書類を用意できないもの
- (9) 交付決定前に発注、購入、契約、支払いをしたもの
- (10) 本交付金の目的に合致しない経費や、公的な資金の用途として社会通念上適当でない（団体活動費で支出すべき）経費

別添 1 交付対象経費 【長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援事業】

項 目	内容及び交付対象経費
(1)有機農業の生産拡大に関する事業	ア 技術講習会・勉強会の開催 【交付対象経費】 ・講師謝金（講師料）及び交通費 ・講師宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く。ただし、講師からの請求により支払う場合はこの限りではない） ・会場使用料 ・配布用資料印刷費 ・参考図書購入費 ・種苗費、肥料等資材費（講習会当日に使用するものに限る） ・オンライン配信用機材設備借用費 ・開催周知用チラシ印刷費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
	イ 有機農業に活用可能な栽培技術を実証するための試験ほ場の設置、設置ほ場を活用した検討会や講習会等の開催 【交付対象経費】 ・肥料等資材費 ・種苗費 ・土壌診断費 ・会場使用料 ・講師謝金（講師料）及び交通費 ・講師宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く。ただし、講師からの請求により支払う場合はこの限りではない） ・配布用資料印刷費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
	ウ 先進的実践農家・地域の視察 【交付対象経費】 ・視察先農家への謝金、見学科 ・交通費（公共交通機関、レンタカー代、高速料金に限る） ・宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く） ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
(2)有機農業で生産された農産物（県内産に限る）の販路拡大に関する事業	ア 商談会への参加、マルシェ・見本市への出展又は開催、P R活動、情報発信 【交付対象経費】 ・P R用チラシ、パンフレット印刷費 ・商談会、マルシェへの参加費、出展料 ・マルシェを開催するための会場借用料 ・商談先へのサンプル郵送料 ・交通費（公共交通機関、レンタカー代、高速料金に限る） ・宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く） ・E Cサイト等への出品登録に係る手数料（初回のみ） ・広報誌等への情報掲載費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等

項 目	内容及び交付対象経費
(2)有機農業で生産された農産物（県内産に限る）の販路拡大に関する事業	イ 実需者を対象とした有機栽培ほ場見学会・作業体験会の開催 【交付対象経費】 ・講師謝金（講師料）及び交通費 ・講師宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く。ただし、講師からの請求により支払う場合はこの限りではない） ・開催周知用チラシ印刷費 ・配布資料印刷費 ・種苗代、肥料等資材費（体験会当日に使用するものに限る） ・オンライン配信用機材設備借用費 ・会場使用料 ・食材費（調味料は対象外。県産において有機農業で生産された農産物、加工食品の場合は主な原材料が県内産であるものに限る） ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
	ウ 有機農業で生産された農産物を活用した加工食品開発 【交付対象経費】 ・食材費（調味料などの加工品は対象外。試作に使用するものに限る） ・開発した加工食品のモニタリング調査委託費 ・商品紹介チラシ、パンフレット印刷費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
	エ 有機農業で生産された農産物を取扱う店舗や直売所等の視察、バイヤー等との商談の実施 【交付対象経費】 ・視察先への謝金、見学科 ・交通費（公共交通機関、レンタカー代、高速料金に限る） ・宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く） ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
	オ 流通体制の構築に向けた検討の実施 【交付対象経費】 ・流通関係者等の招へいにかかる交通費及び宿泊費（宿泊費は日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く。ただし、相手方からの請求により支払う場合はこの限りではない） ・食材運送費 ・商品紹介チラシ、パンフレット印刷費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
(3)地域の有機農業への理解醸成に関する事業（事業実施主体構成員のみを対象に実施するものは対象外）	ア 講演会・勉強会、啓発映画上映会の開催（有機農業や関連する内容のものに限る） 【交付対象経費】 ・講師謝金（講師料）及び交通費 ・講師宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く。ただし、講師からの請求により支払う場合はこの限りではない） ・会場使用料 ・オンライン配信用設備借用費 ・開催周知用チラシ印刷費 ・配布資料印刷費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等

項 目	内容及び交付対象経費
(3) 地域の有機農業への理解醸成に関する事業（事業実施主体構成員のみを対象に実施するものは対象外）	イ 農作業体験会（有機栽培ほ場で実施するものに限る）、試食会や料理教室の開催 【交付対象経費】 ・講師謝金（講師料）及び交通費 ・講師宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く。ただし、講師からの請求により支払う場合はこの限りではない） ・種苗費、肥料等資材費（体験会当日に使用するものに限る） ・開催周知用チラシ印刷費 ・配布資料印刷費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
(4) 有機農業で生産された農産物を活用した給食の試行・食育に関する事業	ア 有機農業で生産された農産物の学校給食への提供の試行及び食育授業の実施 【交付対象経費】 ・食材費（県内において生産された農産物、加工食品の場合は主な原材料が県内産であるものに限る） ・食材運送費 ・食育授業講師謝金（講師料）及び交通費 ・講師宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く。ただし、講師からの請求により支払う場合はこの限りではない） ・食育授業用資料、パンフレット印刷費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
	イ 有機農業で生産された農産物の学校給食への提供に取り組む地域等の視察 【交付対象経費】 ・視察先への謝金、見学科 ・交通費（公共交通機関、レンタカー代、高速料金に限る） ・宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く） ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等

(別記様式第1号)(第3の2関係)

長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援事業構成員変更届

番号
年 月 日

長野県知事 様
(地域振興局長)

住 所
団体名
代表者

年 月 日付け 指令 第 号で交付決定のあった 年度信州の
環境にやさしい農業定着・拡大支援事業について、下記のとおり構成員に変更がありましたの
で、届け出ます。

なお、届出にあたり、信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業補助金交付要綱別記1の3
の1の要件を満たしていることを確認しました。

記

1 変更後構成員

様式第1号 別紙3「長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援事業 実施主体
構成員名簿」のとおり

別記 2

信州の環境にやさしい農産物認証取得チャレンジ・ステップアップ支援事業（推進事業）

第1 事業内容等

本事業は、長野県における環境にやさしい農業の面的拡大を図るため、県認証の取得に向け農業者等が取り組む、化学合成農薬や化学肥料を削減して栽培した農産物の生産技術向上のための事業や、生産された農産物の販路拡大を図るための事業を支援するものとする。

第2 事業実施主体等

本事業の事業実施主体は、当該年産農産物に県認証を受けている者、または、本事業を申請している翌年産農産物に県認証への申請を予定している者とする。

第3 交付対象経費等

- 1 交付対象経費は、別添 2 のとおりとする。
- 2 交付金額の上限は 5 万円（事業実施主体の構成員が 11 名以上の団体の場合は 8 万円）とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、交付要綱第 3 の事業計画書の提出時点で、事業実施主体の構成員に、みどりの食料システム法第 19 条第 1 項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定、または「信州の環境にやさしい農産物認証」を受けている者が半数以上含まれる場合は、定額の上限を 8 万円（事業実施主体の構成員が 11 名以上の団体の場合は 8 万円）とする。
- 4 交付対象経費が 5 万円を下回るときは、補助金を交付しない。
ただし、交付決定後に見積り又は請求による支払額の確定によりこの額を下回ることとなる場合は、この限りでない。

第4 申請できない経費

第 3 の規定にかかわらず、次の経費は事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- （1）茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- （2）商品購入に係る代引手数料
- （3）各種キャンセルに係る取引手数料等
- （4）補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- （5）仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券等で支払った経費
- （6）電話代、インターネット利用料金等の通信費
- （7）役員報酬、直接人件費
- （8）本事業以外に使用可能な汎用性の高い事務用品、備品、機械等の購入に要する経費
- （9）必要な経理書類を用意できないもの
- （10）当該年度に県認証へ申請したことが確認できない者に係る経費
- （11）交付決定前に発注、購入、契約、支払いをしたもの
- （12）本交付金の目的に合致しない経費や、公的な資金の用途として社会通念上適当でない（団体活動費で支出すべき）経費

別添２ 交付対象経費

【信州の環境にやさしい農産物認証取得チャレンジ・ステップアップ支援事業(推進事業)】

項 目	交付対象経費
(1) 県認証取得農産物の生産拡大に関する事業	ア 環境にやさしい農業技術や認証制度に関する講習会・勉強会の開催 【交付対象経費】 ・講師謝金（講師料）及び交通費 ・講師宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く。ただし、講師からの請求により支払う場合はこの限りではない） ・会場使用料 ・配布用資料印刷費 ・参考図書購入費 ・種苗費、肥料等資材費（講習会当日に使用するものに限る） ・オンライン配信用機材設備借用費 ・開催周知用チラシ印刷費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
	イ 先進的实践農家の視察 【交付対象経費】 ・視察先農家への謝金、見学料 ・交通費（公共交通機関、レンタカー代、高速料金に限る） ・宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く） ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
(2) 県認証取得農産物の販路拡大に関する事業	ア 環境にやさしい農産物を取扱う店舗や直売所等の視察の実施 【交付対象経費】 ・視察先への謝金、見学料 ・交通費（公共交通機関、レンタカー代、高速料金に限る） ・宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く） ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
	イ 商談会への参加、マルシェ・見本市への出展又は開催、PR活動、情報発信、バイヤー等との商談の実施 【交付対象経費】 ・PR用チラシ、パンフレット印刷費 ・商談会、マルシェへの参加費、出展料 ・マルシェを開催するための会場借用料 ・商談先へのサンプル郵送料 ・交通費（公共交通機関、レンタカー代、高速料金に限る） ・宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く） ・ECサイト等への出品登録に係る手数料（初回のみ） ・広報誌等への情報掲載費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等

別記 3

信州の環境にやさしい農産物認証取得チャレンジ・ステップアップ支援事業（認証取得支援）

第1 事業内容等

本事業は、長野県における環境にやさしい農業の取組拡大を図るため、県認証の新規取得等を目指す農業者等に対し、申請に係る審査手数料等の一部を助成するものとする。

第2 事業実施主体等

- 1 本事業の実施主体は、市町村、農業協同組合、一般財団法人及び信州の環境にやさしい農産物認証実施要領第4条第1項(5)に定める営農集団とし、次項の取組主体からの申請を取りまとめるものとする。
- 2 本事業による補助金の交付対象となる農業者(以下「取組主体」という。)は、信州の環境にやさしい農産物認証実施要綱及び同実施要領（平成20年10月10日20農技第358号農政部長通知）に基づき、県認証を受けようとする者のうち、以下のいずれかの者とする。
 - (1) 新たに県認証を受けようとする者
 - (2) 現在「区分 50-30」で県認証を受けている品目について、「区分 50-50」で県認証を受けようとする者
 - (3) 現在県認証を受けている者が、新たな品目を加えて県認証を受けようとする者
 - (4) 現在「集団」で県認証を受けている者で、生産者数が5名以上増加し、かつ申請手数料が前年申請時から増額となる者
- 3 事業実施主体と取組主体が同一の者である場合は、取組主体が事業実施主体となることができる。

第3 交付対象経費等

- 1 交付対象経費は、別添3のとおりとする。

ただし、第2第2項(3)に係る交付対象経費は、新規に追加する品目の申請に係るものに限る。
- 2 本事業の交付率は、交付対象経費の1/2とする。

ただし、交付要綱第6の交付申請の時点で、事業実施主体または交付対象者に、みどりの食料システム法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受けている者が半数以上含まれる場合は、交付率は交付対象経費の2/3とする。

第4 申請できない経費

第3の規定にかかわらず、次の経費は事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 各種キャンセルに係る取引手数料等
- (2) 補助金申請書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- (3) 仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券等で支払った経費
- (4) 必要な経理書類を用意できないもの
- (5) 本交付金の目的に合致しない経費や、公的な資金の用途として社会通念上適当でない経費

第5 補助金の返還

- 1 補助金の返還

補助金の交付を受けた取組主体、または、第2の3の規定により事業実施主体となった者が、県認証実施要綱第7条第1項(3)または(5)の規定による認証の取消しを受けた場合は、当該補助金の返還を求めるものとする。
- 2 返還の手続

(1) 事業実施主体は、取組主体が補助金を返還する必要がある場合には、知事に速やかに報告するとともに、知事の指示のもと、当該取組主体に速やかに通知し、返還を求めるものとする。

- (2) 前項により、補助金の返還があった場合は、事業実施主体は該返還額を知事等に返還するものとする。
- (3) 事業実施主体は、1の規定により返還を求める場合には、その請求に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を請求するものとする。
- (4) 前項により返還を求められた金額を支払わない取組主体があるときは、事業実施主体は、期限を指定してこれを督促するものとする。

別添 3 交付対象経費

【信州の環境にやさしい農産物認証取得チャレンジ・ステップアップ支援事業(認証取得支援)】

項 目	交付対象経費
(1) 県認証の新規取得支援に関する事業	ア 県認証の新規取得等に係る審査手数料・土壌診断費への助成 【交付対象経費】 ・審査手数料 ・土壌診断費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料

信州の環境にやさしい農産物認証審査手数料一覧

一般財団法人 長野県農林研究財団

申 請 者 (生産者数)	審 査 手 数 料
個人 (1 名)	5, 0 0 0 円
集団 (3 ～ 5 名)	8, 0 0 0 円
集団 (6 ～ 10 名)	1 3, 5 0 0 円
集団 (11 ～ 20 名)	1 8, 0 0 0 円
集団 (21 ～ 50 名)	3 0, 0 0 0 円
集団 (51 ～ 100 名)	4 5, 0 0 0 円
集団 (101 ～ 200 名)	6 0, 0 0 0 円
集団 (201 名～)	8 0, 0 0 0 円

(消費税込み)